

通行止めに伴う乗継調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して、再流入して順方向に乗り継がれるお客さまには、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」を実施します。

○乗継指定IC

通行止め箇所	流出指定IC	再流入指定IC
【横横道 上り線】 朝比奈IC⇒釜利谷JCT	【横横道 上り線】 朝比奈IC、逗子IC、横須賀IC	【横横道 上り線】 港南台IC、日野IC、別所IC※1、 堀口能見台IC
【横横道 下り線】 釜利谷JCT⇒朝比奈IC	【横横道 下り線】 港南台IC、日野IC、 堀口能見台IC	【横横道 下り線】 朝比奈IC、逗子IC、横須賀IC、 衣笠IC

※1…別所ICは大型車、特大車、乗車定員11人以上のマイクロバスは利用できません。

◆乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出指定ICを無線走行していただき、再流入指定ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。
- 全行程で同一のETCカードを挿入して、料金所のETCレーンを通行してください。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出指定ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入指定ICで「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡してください。

《ETC・現金等のお客さま共通》

- 流出指定ICで流出後、通行止めが解除された場合は、順方向にある通行止め区間内のIC(流出指定ICを含む)から再流入されても料金調整を行います。